山陽小野田市選挙管理委員会サイバーセキュリティ基本方針

山陽小野田市選挙管理委員会

令和８年３月２６日策定

～～～ 目次 ～～～

１．方針の目的

本市選挙管理委員会が取り扱う情報には、市民の個人情報のみならず、選挙における投票状況など、極めて高い機密性を必要とする情報が多数含まれている。これらの情報資産を様々な脅威から防御することは、民主主義の根幹である選挙を安定的に管理執行し、選挙の信頼性を確保するために必要不可欠である。

本市では全庁的な指針として「情報セキュリティポリシー」が策定され、サイバーセキュリティを包含する情報セキュリティ全般について詳細な方針及び対策基準が規定されており本委員会もその適用範囲とされているが、選挙という特殊業務に係る脅威に関するサイバーセキュリティについて特に留意すべき事項を定める補足的な方針として本基本方針を策定し、選挙における情報セキュリティの確保を図るものである。

２．定義

（１）ネットワーク　コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

（２）情報システム　コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

（３）情報セキュリティ　情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

（４）情報セキュリティポリシー　市が策定する情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

（５）機密性　情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（６）完全性　情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

（７）可用性　情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（８）マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）　個人番号利用事務又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

（９）LGWAN 接続系　LGWAN に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く。）。

（１０）インターネット接続系　インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

（１１）通信経路の分割　LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上

で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

（１２）無害化通信　インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

３．対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

（１）不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等（選挙妨害を目的としたサイバー攻撃や選挙の公正性を損なう偽情報・誤情報の拡散を含む）

（２）情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

（３）地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

（４）大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

（５）電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

４．適用範囲

（１）行政機関の範囲　適用される行政機関は選挙管理委員会とする。

（２）情報資産の範囲　対象とする情報資産は、次のとおりとする。

① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体

② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書（選挙人名簿等）を含む。）

③ 情報システムの仕様書、ネットワーク図等のシステム関連文書

５．職員等の遵守義務

正規職員、任期付職員、非常勤職員、会計年度任用職員、派遣職員及び投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人等投開票事務に従事する者並びにその他セキュリティポリシーを遵守すべきと認められる者（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

６．情報セキュリティ対策

上記３の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

（１）組織体制　選挙管理委員会を含む本市の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。また選挙管理委員会において個人情報保護責任者及び個人情報保護担当者を定めるとともに、サイバーセキュリティインシデント発生時には市の情報セキュリティ担当部署と迅速に連携する体制を構築する。

（２）情報資産の分類と管理　選挙管理委員会を含む本市の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

（３）情報システム全体の強靭性の向上　情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

① マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。

② LGWAN 接続系においては、LGWAN と接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。

③ インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、都道府県及び市区町村のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

（４）物理的セキュリティ　サーバ、情報システム室、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

（５）人的セキュリティ　情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

（６）技術的セキュリティ　コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。スタンドアロン（ネットワーク非接続）環境で運用する選挙専用システム（開票集計システム、投票分類機システム等）については、外部記憶媒体の利用制限を主とする物理的・技術的対策を別途定める。

（７）運用　情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害（サイバー攻撃、システム障害、選挙に関する重大な偽情報等の拡散等）が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

（８）業務委託と外部サービスの利用　業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。外部サービスを利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

（９）評価・見直し　情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

７．情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

８．情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

９．情報セキュリティ対策基準及び実施手順の策定

（１）上記６から８までに規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。なお、情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

（２）上記の情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。